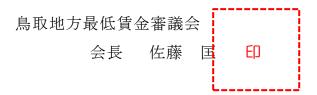




鳥取労働局長

平川 雅浩 殿



鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和6年9月12日付け鳥労発基0912第1号をもって貴職から 諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの 結論に達したので答申する。 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

 適用する地域 鳥取県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、 取付け、包装又は箱詰めの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 963円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり